

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.70%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.30%
全職員	75.10%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	99.10%
11～15年	97.30%
6～10年	99.00%
1～5年	110.30%

【説明欄】

- ① 「任期の定めのない常勤職員」のうち、女性職員の割合は約2%であり、さらに女性職員の全員が勤続年数20年未満となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ② 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は7:2であり、女性職員の全員がパートタイム会計年度任用職員であるのに対し、男性職員の半数以上がフルタイムまたは3/4勤務の休日勤務手当等が支給される交替制勤務者（再任用職員）であるため、男女の給与に差異が生じている。
- ③ 上記①および②により、全職員の給与の男女の差異が生じている。
- ④ 2（1）本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
- ⑤ 2（1）本庁部局長・次長相当職、本庁課長相当職、本庁係長相当職および2（2）勤続年数21年以上の女性職員が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。